
SATO 社会保険労務士法人より

厚生年金保険料率改定のお知らせ

厚生年金保険法の改正（H16年からH28年まで毎年変更）により、H23年9月度から下記の通り、保険料率が改定されますのでお知らせ致します。

改定後の保険料については、10月支払い給与より反映されることとなりますので、保険料計算時にはご注意くださいいただきますようお願いいたします。

9月支払い給与で9月分保険料を控除している場合、または9月支払い給与で9月分保険料を控除する必要がある場合には、9月支払い給与時に改定保険料を反映させる必要があります。

1. 給与及び賞与支払い時の控除保険料率が変更されます

〔内容：料率変更〕

一般の被保険者の場合

従前：80.29/1000 **変更後：82.06/1000**

上記は支給する給与及び賞与から控除する保険料率（＝被保険者負担分）となります。

事業主負担分＋被保険者負担分は、160.58/1000 164.12/1000 となります。

〔変更時期〕

給与：10月給与控除分より 9月支払い給与に反映させる場合を除く

賞与：9月に支給される賞与より

今回のご案内は厚生年金保険料率の変更に関するものです。

健康保険料率、介護保険料率の改定時期等については、ご加入の健康保険組合等により異なりますのでご注意ください。

健康保険、介護保険の保険料率の変更時期は、3月（又は4月）が一般的です。

2. 今後の厚生年金保険料率の変更について

H28年まで毎年9月分（10月給与控除分）より保険料率が改定され、**1.77/1000** ずつ引き上げられて行き（段階的引き上げと言います。）、H29年9月以降は**91.5/1000** に固定されます。

上記に関する詳細は、下記、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

http://www.nenkin.go.jp/main/employer/pdf_2011/ryogaku_23_09_01-01.pdf

以上